

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

6 バリュースアップサポート資金

1 目的

この資金は、事業環境の変化に対応するための事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 融資対象

融資対象は、次のとおりとする。

企 業 規 模	共通要領第2条に掲げるものとする。
事 業 実 績	共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるものとする。
対 象 業 種	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。

3 資金使途及び適用要件

(1) 資金使途は運転資金及び設備資金（要件1は設備資金のみ）とし、次の要件1または要件2のいずれかに該当するものとする。

バリュースアップサポート 資金	【要件1】 次の全てに該当するもの ① 次のアからウのいずれかに該当する賃上げを実施していること（ウにおいては実施予定であること） ア 直近月（最近3か月以内の任意の月）の給与等と、前年同月の給与等を比較して、2.5%以上増加していること イ 最近3か月間（最近6か月以内の連続する任意の3か月間）の給与等の平均と、前年同期の給与等の平均を比較して、2.5%以上増加していること ウ 直近決算期の給与等と比較して、翌期の給与等が2.5%以上増加する見込みであること ※給与等とは、次の(ア)及び(イ)に定める全ての勘定科目の合計値とし、役員報酬及び専従者給与は含まないものとする。 (ア) 売上原価に含まれる労務費のうち、賃金、賞与、雑給 (イ) 販売費及び一般管理費に含まれる給与、賞与、雑給 ② 人手不足を解消するための設備投資を実施するもの
	【要件2】 次のいずれかに該当するもの ① 「旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金」の交付決定を受けているもの ② 省エネ診断を過去3年以内に受診しており（または今後1年以内を目途に受診予定であり）、環境課題に配慮し、事業の運営に取り組むもの ※省エネ診断とは、事業所全体を診断する「省エネ最適化診断」、「省エネお助け隊の診断」又はその他市長が認めるもののいずれかとする。なお、受診対象は市内の事業所とし、市内に複数の事業所がある場合は、主な事業所を1か所以上受診すること。

(2) 設備資金については、融資あっせん申込み以前に工事等の契約（発注含む）及び施工に着手したものや、機械設備・車両等の契約（発注含む）をしたものについては、原則として融資の対象としない。

4 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

条件項目		要件1	要件2
貸 付 限 度 額		要件1、要件2を合わせて3,000万円 ※（運）・（設）合わせる。 ※要件1は設備資金に限る。	
貸 付 期 間		設備資金 10年以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
据 置 期 間		1年以内	
貸 付 利 率	固 定	5年以内 年1.9%	
	金 利	10年以内 年2.2%	
担 保 ・ 保 証 人		融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。	
信 用 保 証		必要により信用保証協会の保証付きにできる。	

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※（運）：運転資金、（設）：設備資金

※バリューアップサポート資金の貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準の1貸付利率の(4)例外規定ウにより、5年以内を1.9%、10年以内を2.2%とする。

5 申込手続

- (1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書(共通様式第2号)に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。
- (2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明書 (法人の場合)	決算書・確定申告書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及びカタログの写し	許可認可の写し (許認可を要する業種の場合)	所在地の見取図	その他必要な書類(必要に応じて他の資料を求める場合あり)
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	設備	○	○	○	【要件1】 ・個別様式第6-1号 ・対象月及び比較月の給与等が確認できる書類(決算書、試算表、総勘定元帳、確定申告書の写し等)
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	運転				【要件2】 ・個別様式第6-2号 ・旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金の交付決定通知書の写し ・省エネ診断を受診した企業は省エネ診断結果が分かる資料の写し ・省エネ診断を受診予定の企業は見積書、領収書又は申込みをしたことが分かる資料の写し(受診後には省エネ診断結果が分かる資料の写しを提出すること)
		設備	○	○	○	

6 利子補給

市は、この資金を借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金利子補給金交付要領に基づき、予算の範囲内で利子を補給することができる。

7 信用保証料補助

市は、この資金を信用保証協会の保証付きで借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金信用保証料補助金交付要領に基づき、予算の範囲内で信用保証料を補助することができる。

8 貸付け及び関係書類の保管

- (1) あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この資金で貸付けをしたものについて、関係書類に「市バリューアップ」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

9 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針(個別事項)に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】 バリューアップサポート資金

1 給与等の確認(要件1)

決算書、試算表、総勘定元帳、確定申告書の写し等、給与等が分かるものにより確認を行うものとする。

2 計画終了時の目標・効果(要件1)

個別様式第6-1号の「3 計画終了時の目標・効果」については、設備計画において定める計画終了時の売上等を記載すること。

3 旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金及び省エネ診断に係る取扱いについて(要件2)

- (1) 当該事業実施に係る費用及び補助金申請等は、企業の負担とする。
- (2) 当該事業が終了した場合は、本資金の受付を停止する場合がある。

4 省エネ診断結果がわかる資料の確認等(要件2)

融資あっせん申込時点で、省エネ診断を受診予定であった企業は、受診が完了し診断結果を授受した後、速やかにその結果が分かる資料の写しを市へ提出すること。